



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.32

発行：東濃西部広域行政事務組合



機能性表示食品

4月から新しい食品の機能性表示制度ができました。これまで機能性を表示することができる食品は、消費者庁の許可が必要な「特定保健用食品(トクホ)」と、国の規格基準に適合した、限定された種類の成分含む「栄養機能食品」に限られていました。

新たな制度は、ほぼすべての食品が対象で、企業が科学的根拠を示した届け出を出すのみで、健康効果を食品に表示することができるようになります。事業者からの届出情報は消費者庁のウェブサイトで公開されますので、そうした情報を自ら得て選択し、バランスのとれた栄養・豊かな食生活を送るために、この制度を上手に生活に取り入れましょう。



ほんとーに
こんな相談ありました



以前、格安のクリーニング店を利用し、仕上がりに納得できず何度かやり直しをしてもらった。再び利用しようと店を訪れたら、クリーニングの受付を断られた。一方的に契約を拒否されるのは納得できない。

契約には自由の原則があります。消費者がどの店を選ぶか自由であると同様に、事業者が誰と契約するかも自由です。契約自由の原則は民法に規定されており、契約は当事者間の自由意志の合致によって成立するという考えです。

5月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■■■■■■	19件
訪問販売	■■■■■	14件
訪問購入		0件
通信販売	■■■■■■■■■	26件
連鎖販売		0件
電話勧誘	■■■■■	5件
送り付け商法		0件
無店舗販売		0件
不明	■■■■■	6件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間／10:00～16:00 相談料／無料
相談／原則予約制 予約／住民登録地の窓口
※住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課／22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課／68-9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業 問い合わせ 23-1111(内線491)